

1 夕暮れ時、夜間における交通事故防止

年末年始は、夕暮れ時、夜間において重大事故に繋がるおそれのある交通事故が増加する傾向にあります。

車を運転する時は、早めにライトを点灯するとともに、対向車や先行車がない場合は、原則『上向きライト』で走行しましょう。

また、外出する際は、明るい色の服装に夜光反射材を着用するとともに、道路を横断する時は、必ず左右の安全確認を行いましょう。

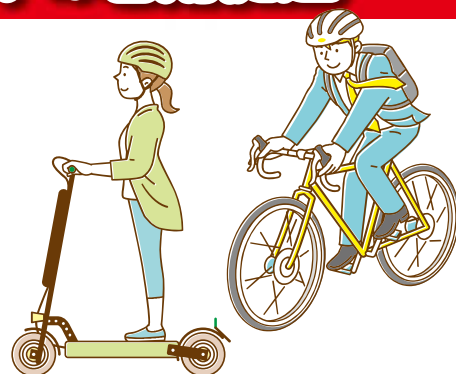


2 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール の理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

「かごしま自転車条例」では、自転車利用者はヘルメットを着用する努力義務、保護者には、中学生以下の子にヘルメットを着用させる義務などが規定されています。

また、令和8年4月からは自転車利用者に対する交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が開始されます。『自転車も車両』ということをお忘れずに、一時停止や信号に従うなど、正しい通行を心がけましょう。

また、自転車や電動キックボードなどを利用する時は、交通ルールをしっかり守り、万が一の交通事故に備えて頭部を守るヘルメットを着用し、安全利用に努めましょう。



3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な犯罪です!二日酔いでの運転も絶対に許されません!!

飲酒運転をする人の車に同乗することも犯罪です!!!

県民一人一人が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持って、飲酒運転を根絶しましょう。

